

第2号議案

矢板都市計画道路の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成30（2018）年10月26日

栃木県都市計画審議会会長

都計第232号

平成30（2018）年9月27日

栃木県都市計画審議会会長 様

栃木県知事 福 田 富 一

矢板都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項により、次のように審議会に付議します。

計画書

矢板都市計画道路の変更（栃木県決定）

都市計画道路中 3・3・5 号宇都宮陸羽線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構造 形式	車線 の数	幅 員	
幹線街路	3・3・5	宇都宮 陸羽線	矢板市 乙畑 字養曾	矢板市 山田 字関根下	矢板市 中 字高田入	約 14,820m	地表式	4車線	22.0m	JR東北新幹線と 立体交差1箇所 JR東北本線と立 体交差1箇所 幹線街路と平面 交差8箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

矢板市の交通の現状及び将来の見通しを勘案し、本案のように変更するものである。